●県内指定医療機関への派遣の算定に関する Q&A

質問	回答
①現在までの全ての SEED の医師が対象になる	義務履行中の全ての SEED 医師が対象となる。但
か。	し、対象期間は制度改正後の令和5年度以降が対
	象となる。
②「雇用元の派遣」の定義は何か。	兼業届の有無等にかかわらず、雇用元が許可・把
例えば、「兼業届が必要な助教以上と、届不要な	握している派遣を「雇用元の派遣」とする。
医員」「医局が斡旋した兼業と自分で探した兼業」	
などで、対象の可否の違いはあるのか。	
③「主に雇用する医療機関」とは、大学病院など	お見込みのとおり。
派遣元と考えてよいか。	
④当直は算入できないのか。	当直・日直は対象外
	また、医師が独自に行うアルバイトも対象外
⑤当直・日直は対象外ということだが、当直・日直	対象外
中の時間外勤務となる診療時間も対象外か。	
⑥派遣先の勤務が平日でなく土曜日の場合も算入	それが日勤の診療業務(日当直ではないこと)で
できるか。	あれば算入できる。
(1) 平日5日を派遣元で診療し、土曜日に	派遣先での勤務が週1日であれば1/5の算入
派遣先で診療した場合の、算入計算はどう	派遣先での勤務が週2日であれば2/5の算入
なるか。	
(2)上記(1)では、週の勤務が6日とな	派遣先 1/5、派遣元 4/5 となる。
る。その場合も 1/5か。	合計して 5/5 を超過することはない。
	(つまり年間の合計が1を超えることはない)
	なお、当該制度は希望による届出なので、派遣元
	での割合を減らしたくない場合は、制度を活用し
	ないという選択となると思われる。
(3)週に4日(8時間×4日=32時間)勤	現在、年間1を算定するにあたり、週 32 時間以上
務しており、その内の1日を地域へ派遣さ	勤務している者であれば 100%(年間1)として
れている場合の算入はどうなるか。	いる。そのため、週 32 時間以上勤務している者な
	らば、分母は「5」、分子は「派遣される日数」と
	なる。→つまり、1/5となる。

②月1日の派遣も算定されるか。 ⑧診療日の前後に移動だけする日は算入される	月4日未満の派遣は算定しない。ただし、複数の 医療機関へ派遣され、合計月4日以上の勤務日が あれば算定する。 また、月4日以上8日未満の派遣は1/5の算定と する。 「移動だけの日」は算入しない。
か。	
⑨午前は高知市で勤務、午後は地域で勤務した場合、どちらの期間で算入するかは誰が決めるのか。	医師本人から地域算定の届出があれば、地域での 勤務とする。
⑩算入割合などは県が評価算定するのか。	医師からの届出をもとに、県にて算定を確認する。
①届出とその年度の実績との突合はどうするか。	届出は、実績となる内容を年度末までに提出していただくこととする。届出内容に誤りや修正があった場合は再提出をしていただくこととなる。 (その年度内に届出を提出いただき、翌年度の定期面談時にご本人にお示しすることを想定。)
②実際に地域に赴くことができなかった日が発生した場合は算入から除くのか。(例)急病・所用等で代診してもらった日天候や災害等で休診となった日土砂崩れ等で赴けなかった日 など	他律的な事象(地震、水害、火災その他の災害又は 交通機関の事故、遅延、運行停止等)による出勤困 難は、勤務したものと見なし、算入する。 本人の休暇取得日(年次有給休暇等)についても 基本的に除算しないが、勤務の実態によっては除 算する場合がある。地域での勤務を拡大するとい う制度の趣旨に鑑み、派遣勤務日の休暇取得は必 要最低限にとどめること。